名古屋市長 河村 たかし 様

> 革新市政の会 代表 矢崎 正一

2018 年度名古屋市予算への重点要望書

市民のくらしの向上のための、貴職の日頃からのご努力に敬意を表します。

さて、私たち革新市政の会は、市民の暮らしを守り向上させる立場から、名古屋市の 2018 年度予算についての重点要望をまとめましたので、提出させていただきます。 国の度重なる社会保障制度改悪のもとで、今、市民の暮らしの中に「格差と貧困」 が拡大しています。

しかし、政府は、社会保障をめぐって、医療では、75歳以上の窓口負担を2割へ引き上げる、介護では、「要介護1・2」の在宅サービスを保険給付から外す、生活保護では、子育て世代に打撃となる加算・扶助費を削減するなど、さらに改悪案を打ち出しています。

また、大企業の内部留保が積み上げられる一方で、労働者の賃金や下請け中小企業の受注単価にはそれが反映されず、暮らし向きも地域経済もいっこうに改善されません。今、名古屋市政に求められていることは、1 つには、安倍政権の悪政から、市民の暮らしを守る防波堤としての役割を果たすこと、2 つには、憲法が市民の暮らしにいきる人権が尊重される平和な名古屋市を実現すること、3 つには、これまで市民の皆さんとともに培ってきた名古屋の良さを生かして、「住んで良かった」と名古屋に住むことを選んでもらえる名古屋のまちを、市民の声に耳を傾け、作っていくことと考えます。

私たちは、名古屋の良さを観光で知っていただくだけではなく、また、他都市と張り合うだけではなく、観光も大事にしながら、「名古屋だから安心して暮らせたね」と、安住できることが魅力になり、定住者が増えるまちづくりが大切であると考えています。

こうした視点から、私たちは、名古屋市の 2018 年度予算への重点要望を、以下の通りまとめました。

貴職に対し、切実な市民の願いとして、真摯にご検討され、実現に力を注いでいた だくことを切に要望するものです。

1、市民の14のちと暮らし、福祉・医療を守るために

(1)子どもの権利を踏まえた子育て支援の充実を

- ①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、子どもの貧困に関する指標の改善を盛り込んだ行動計画を作成すること。 ひとり親世帯などに対する教育・学習支援については、対象の児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大すること。また、「子ども食堂」「無料塾」などのとりくみをさらに支援すること。
- ②就学援助・就園奨励の所得制限緩和や、基準額を見直し拡充すること。就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯までとし、申請は学校だけでなく区役所の窓口でも受け付けるようにすること。就学援助の対象を高校生まで拡大すること。入学準備金は、新学期開始前に支給するよう改善すること。
- ③小・中学校の給食費を無償にすること。小学校給食については、これ以上民間委託 せず、市の直営自校式へ戻すこと。
- ④保育を希望する乳幼児には公的保育による保育実施義務を果たすこと。現在進められている市立保育園の民営化は中止すること。

認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育サービス水準に格差がないようにすること。

- 増加している企業主導型保育事業について、実態把握に努め、改善を要する事項は 指導を行うこと。
- ⑤学童保育所を小学校区に確保・充実し待機児童をなくすこと。学童保育所への運営費助成を拡充すること。学童保育所の土地及び施設の確保は、市の責任で行うこと。トワイライトルームは、住民合意がないまま拡大しないこと。

(2)安心できる介護保障の充実を

- ①介護保険への公費負担を当面6割に引き上げることを国に求めるとともに、介護保険料を一般会計からの繰り入れなどにより引き下げること。保険料・利用料の独自の減免制度を設けること。
- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、特養入 所待機者を解消すること。
- ③居住費・食費補助(補足給付)の見直しで介護保険の補助が対象外となった場合で も、支払い能力がない方に対しては措置制度を活用して救済すること。
- ④いきいき支援センターを中学校区単位で設置すること。
- ⑤総合事業は、要支援者への訪問・通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」 に置き換えるのではなく、現行サービスを維持したうえで上乗せして新たなサービス を行うものとすること。

「状態像の判定」は、本人・介護者、ホームヘルパーなどサービス提供者、ケアマネ等からの「生活状況の意見」も反映させ、介護サービスを切り捨てる道具にしないこと。運動型通所サービスでの送迎を実施すること。ミニデイ型・運動型通所サービスの6ヶ月での打ち切りはやめ、継続して利用できるようにすること。

サービスからの強制的な卒業競争になりかねない「介護予防改善加算」はやめること。 在宅生活を支える専門的ホームヘルパーの活用を重視し、生活支援型ヘルパー(3日間研修)に置き換えないこと

④介護保険のすべての要介護認定者を、障害者控除の対象とすること。該当者には「障害者控除対象者認定書」を自動的に届けること。

(3) 必要な人にはすぐに生活保護の支給を

- ①生活保護の相談・申請にあたっては、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」 「親族の扶養について問いただす」など違法な「水際作戦」を行わず、生活保護が必要な人には早急に支給すること。
- ②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やすこと。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うこと。

(4) 皆保険を支える国民健康保険の改善を

- ①国民健康保険の都道府県単位化後も一般会計からの繰り入れを続け、払える保険料に引き下げること。当面平均 1 万円の引き下げをめざすこと。18歳未満の子どもについては均等割の対象としないこと、前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けるなど、減免制度を拡充すること。
- ②保険料滞納者への資格証明書発行をやめること。とりわけ、18歳(年度末)までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯への発行はしないこと。また短期保険証については、有効期限は最低6カ月とすること。
- ③生活保護基準額の 1.4 倍以下の世帯に対して、一部負担金減免制度を実施すること。

(5) 子どもと高齢者の福祉医療制度の拡充を

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末までとし、障害者医療費助成制度の所得制限を 廃止すること。
- ②70歳から74歳の高齢者の医療費負担は2割自己負担を1割とし、75歳以上の高齢者の医療費の1割負担は無料とする、市独自の助成製度を設けること。

(6) 希望するサービスが利用できるように障害者・児施策の拡充を

①「名古屋市障害者差別解消条例」(仮称)の制定をめざし、障害者・家族を含めた条例 制定検討委員会を発足すること。差別解消に向けた取り組みは、広く市民と議論する 機会を設けること。既設の障害者差別相談センターは、市直営事業にし、調整・助言にとどまらない一定の権限を持たせること。

- ②障害者が24時間365日、地域で安心して生活するために、希望する障害福祉サービスが利用できるようにすること。加えて移動支援を、障害者(児)が必要とする通学・通所に利用できるようすること。また障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にすること。
- ③入院中だけでなく通院のヘルパーも、病院内・診療中の付き添いに対して、名古屋市 としての補助を行うこと。
- ④40歳以上の特定疾病・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにすること。 そのため 65歳到達前に障害者本人の利用(意向)状況聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなうこと。また介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないこと。
- ⑤圧倒的に不足する障害児の通所療育支援の場を整備し、必要な時期に必要な療育が保 障されるよう名古屋市の責任において待機児童解消策を講じること。

(7) 市民の「移動」と「居住」の保障を

- ①自動車利用と公共交通の割合の目標を、「6:4」(現在64:36)から「4:6」にすることをめざしつつ、当面「5:5」に引き上げ、公共交通の充実を図ること。 そのため市バス路線を、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実すること。また市バス営業所や地下鉄駅務の外部委託をやめ直営を堅持すること。
- ②敬老パスは、一部負担を引き上げず、所得制限・利用制限のない 65 歳からの現行制度を守ること。また名鉄・JRなどへ利用を拡大すること。
- ③プラットホームからの転落防止のため、市営地下鉄全駅に可動柵を早期に設置すること。とりわけ相互直通運行を行っている鶴舞線にも設置するため、名鉄に対し設置を前提に協議すること。
- ④高い倍率となっている市営住宅戸数を計画的に増やすこと。老朽化した住宅の建て替えを推進すること。建て替えが困難な老朽住宅については総合的なリフォームを行い、 子育て世帯の入居を促進すること。
- ⑤「新婚・子育て・ひとり親、高齢者独居・夫婦」世帯に家賃補助等の支援策を実施すること。

2、中小企業の賑わいが、元気な名古屋をつくる

(1) 小規模企業の振興に関する基本計画の確立を

- ①2014 年 6 月に施行された小規模企業振興基本法に基づく、名古屋市中小企業振興基本 条例を活かし、中小企業を主役に据えた地域循環型の経済を推進する5年間の基本計画 を立てること。
- ②環境局や健康福祉局、住宅都市局などが独自に行っている補助金・助成制度は、施工業者を市内の中小企業・中小業者に限定するなど、市内の中小業者の経営改善に結びつくように、市民経済局がイニシアチブを持って取り組むこと。
- ③「中小企業意見交換会」、「名古屋市経済対策推進会議」に小規模企業・家族経営者の意見も反映されるように、メンバーに加えること。
- ④5人以下の小規模企業・家族経営の実態を把握するため、「全事業所調査」などを実施すること。
- ⑤新規開業者にむけた補助金制度や家賃補助制度等を創設すること。

(2) 地域循環型の経済創出のために

- ①地域循環型の経済を作るために、名古屋市がイニシアチブをとり、仕事起こしと、地域振興策で、事業を存続しやすい環境をつくること。そのために「住宅リフォーム助成制度」を実施すること。また改修工事の発注や備品の購入先について地元の業者を優先し、商店リニューアル助成制度を創設すること。
- ②中小商店の減少、商店街の衰退に加え、大型店・スーパーの身勝手な出退店により、高齢者などが食料品・日用品を購入できない「買い物難民地域」が広がっている。区を通して地域を掌握し、空き店舗利用やミニ店舗、マルシェ開催などの具体的な対策を考える、地域住民と事業者、NPO法人などが参加した検討会を開催し、買い物難民対策の具体的施策を実施すること。

(3) 融資制度を改善し中小業者の事業継続の保障を

- ①小規模企業等振興資金への利子補給または保証料補助をおこなうこと。また名古屋市小規模事業金融公社の事業基盤強化のために、公社への支援と補助金を増やすこと。市内の中小業者が公社を利用しやすいように、保証人なしの制度を作ること。納税のための融資も対象とすること。
- ②名古屋市独自の新規開業者への融資制度を創設すること。新規開業者向け制度融資の保証料・利息補助を行うこと。

3、青年をはじめ労働者がいきいき働けるルールを

(1) 青年が希望をもって働けるために

①青年層の就労支援をはじめ、総合的な雇用対策を推進すること。

- ②働く者の権利がわかりやすいパンフレットやリーフレットを名古屋市として充実し、行政機関の窓口(区役所、HP等)に配置すること。
- ③ブラック企業・ブラックバイトに関する啓発リーフレットを発行し、高校・大学生などに配布すること。
- ④多額の奨学金返済を抱え市内で働く若年労働者に対して、独自の無利子奨学金制度を創設し、 その利用はもちろん借り換えによる利子補給支援も実施すること。

(2) 市民が生き生き働けるルールを

- ①市が発注する仕事にかかわる労働者に、労働報酬下限額を設定するなど、適正な賃金・労働 条件を確保する「公契約条例」を制定すること。その時給は1000円以上にすること。
- ②最低賃金の時給1,500円を目指し、当面1,000円以上にするように、国・愛知労働局に求めること。また、名古屋市で働くすべての非正規労働者の賃金を改善し、最低賃金を早急に1000円以上に引き上げる努力をすること。
- ③市の入札・契約制度は、価格のみの「一般競争入札」から、労働条件確保のほか、地域への貢献度、環境への配慮、男女平等参画など「総合評価一般競争入札」へと転換すること。
- ④個別労使紛争などの解決にむけて、関係機関とも協議して市役所に労働相談コーナーを設置すること。
- ⑤多重債務、雇用問題など住民がすぐに相談できる総合的な窓口を設置すること。
- ⑥福祉、保育職場、とくに障害者および介護施設に働く労働者の雇用安定のために、「福祉人 材確保指針」の趣旨にもとづき、名古屋市として独自の補助金制度を創設・拡充すること。

4、どの子も生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

(1) 子どもの就・修学を保障するために

- ①学区住民の合意のない小学校区の統廃合や中学校と小学校の統合による小中一貫校による 統廃合を行わないこと。
- ②市立高校の閉校・統廃合を行わないこと。また、学校施設リフレッシュプランについては一 般財源で行うものとし、校地の貸付、売却を求めないこと。
- ③高等学校等給付型奨学金制度を拡充すること。また、日本学生支援機構に対して奨学金制度 のさらなる改善を求めること。
- ④「不登校」の子どもたちや高校中退者へのアウトリーチ事業を行うこと。「不登校」生徒を 対象とした昼間定時制を増設・充実すること。
- ⑤特別支援教育の拡充、養護学校高等部を設置すること。
- ⑥公立の療育センターの民間委託は行わないこと。療育支援の場を増やし、必要な時期に必要な療育を保障すること。療育センターは出席人数に応じた日額支給を改め、安定した事業運営ができるようにすること。

(2)「いじめ」「不登校」や「虐待」から子どもたちを守るために

- ①正規教員を配置して、30人学級を全学年に拡大すること。
- ②10年間で半減した学校運営費を元の水準に戻すこと。
- ③有資格のスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーを配置し、児童相談所などの諸機関と の連携を強めること。
- ④日本語を母語としない児童・生徒に対応する専門的な人材を、必要なところに配置すること。

(3) 防災対策を強化し、子どもの安全を守るために

- ①学校の安全点検を行い、建物だけでなく施設・設備の耐震対策を行うこと。
- ②地域の避難場所になっている学校の備蓄・設備の充実や運営体制を充実すること。
- ③防災教育とともに、地域とも連携した防災訓練を充実すること。
- ④原発事故に対する対策を検討し指針を定めること。放射線測定装置を配置すること。

(4) 高校生や大学生の就職を応援するために

①各学校に就職支援担当者を配置し、就職先を開拓すること。またキャリア教育とともに労働 法などの労働教育を充実すること。

(5)「戦争する国」づくりに向けた教育を行わないこと

- ①教科「道徳」などによる愛国心教育を強制しないこと。
- ②「戦争を肯定する」 育鵬社・自由社の中学校教科書は採択しないこと。
- ③教科書展示会の会場を各区に1カ所は設置し、人員配置に必要な予算を措置し、市民の意見が出しやすくすること。
- ④中高生の自衛隊での職場体験を認めないこと。自衛隊に中学・高校卒業予定者の情報等を提供しないこと。

(6) 原発のない再生可能エネルギー社会めざし、自然体験や環境教育の充実を

- ①小中高生が利用する野外学習センターを充実させ、体験学習の機会を増やすこと。
- ②小中高の学校、大学・研究機関、自然保護団体などとの連携を強め環境教育を充実すること。
- ③高校に再生可能エネルギー社会をめざす学科・コースを設置すること。

(7) 主権者教育の充実のために

- ①高校における生徒の選挙活動・市民的自由など政治活動を保障すること。
- ②学校における主権者教育を推進するとともに、外部からの政治的・権力的な介入を排すること。

5、大型開発優先でなく、環境にやさしい名古屋づくりを

(1)環境と市民の健康と安心を第一に

- ①大気汚染常時監視測定局が大幅に削減されたが、名古屋市全体の汚染状態を把握する 観点から、現在の測定局数を上限とすることなく、測定局の設置数を見直し必要な地 点に新設すること。
- ② P M2.5 の環境基準を達成維持すること。環境基準より厳しいWHO並みの環境目標値を掲げ、汚染低減をはかること。
- ③ぜん息患者への医療費助成制度を実施すること。
- ④封じ込めなどの措置済み施設であっても震災で倒壊すればアスベストが飛散する恐れがある。市営住宅を含めアスベスト使用施設から早期にアスベストを除去すること。民間施設に対してはアスベスト調査・除去費用の補助制度活用を進めるとともに、解体工事現場への監視・立ち入り指導を強化すること。

(2) 原発ゼロ、再生可能エネルギー活用で温暖化防止対策推進、環境先進都市を

- ①化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を進めること。名古屋市として再生可能エネルギーへの具体的な転換目標を立て、専門部局を設けて推進すること。太陽 光発電、風力発電など再生可能エネルギー導入への支援を拡大、充実すること。また「自然エネルギー条例」を制定し、事業に取り組む中小企業を支援すること。
- ②南海トラフ巨大地震の震源域に立地する浜岡原子力発電所は永久に停止、廃炉として、核燃料を安全な場所へ移動させるよう中部電力に申し入れること。
- ③名古屋市民にも多大な影響を与える原発を所有する関西電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構にも、立地や稼働に対し意見が言える立地自治体に準じた安全協定を申し入れること。
- ④福島第一原発事故に関連して、名古屋市へ避難されている方の健康を守り、不安を 解消するために十分な支援を行うこと。
- ⑤名古屋市での放射能影響を把握できるよう放射線測定のモニタリングポストを増や すこと。
- ⑥放射線対策を抜本的に強化し、健康への影響について市民に説明し、丁寧な情報開示 に努めること。また、特に幼稚園、保育園、小中高校の放射線管理の指針を明らかに するとともに、子どもの避難対策を強化すること。

(3)環境と市民生活に影響を与える事業は見直しを

- ①木曽川水系連絡導水路計画は中止するよう国に働きかけること。長良川河口堰の開門 調査を早期に実現するよう、国と県へ合同会議の開催を働きかけること。
- ②あおなみ線でのSL定期走行、中部空港二本目滑走路、リニア開業を見据えた名古屋 駅周辺まちづくり構想など不要不急の大型事業は行わないこと。

- ③金城ふ頭の巨大立体駐車場など開発に起因する基盤整備については関連企業にも応 分の負担を求めること。またアジア最大級の大規模展示場建設は中止すること。
- ④「廃止候補路線」となった山手植田線や八事天白渓線など都市計画道路に関しては速 やかに都市計画を廃止すること。市長が2014年12月に「道路事業の廃止」を発表し た弥富相生山線については、早期に都市計画を廃止すること。

(4) 環境都市なごやを目指してより積極的な施策を

- ①「環境科学調査センター」を公害防止、環境保全、市民の健康を守る施設として、調査、研究体制を維持、充実させること。そのために必要な体制を確保すること。市民の安全と安心に関わる測定、調査業務は民間に外部委託せず、市が実施すること。新たに基準や監視項目に追加されたものは市で測定すること。
- ②市内を流れる河川の浄化に引き続き努力すること。河川の水質基準、類型指定引き上げを県に働きかけること。
- ③新たな路面公共交通システムについては、自動車からの転換と市民の生活の足として の役割を果たせる計画とすること。
- ④自転車利用促進のために、自転車道整備や駐輪場の無料化を行うこと。
- ⑤四日市では「四日市公害と環境未来館」が開設されたが、名古屋でも市内で起きた「公害」を後世に伝え、再び深刻な公害被害を未然に防止するために、「公害資料館」(仮称)を、公害被害者や市民の協力も得てつくること。

(5)様々な問題を抱えるリニア新幹線は、中止を

- ①過大な需要予測、財政負担、環境への影響、エネルギー浪費などの問題を抱えるリニア建設は、中止するよう J R 東海に申し入れ、国に対してはたらきかけること。
- ②リニア中央新幹線の計画について電磁波による健康被害、地盤沈下、地下水への影響、 土砂の処分方法など多くの心配があり、住民の不安に応え丁寧な説明が行われるように JR東海に働きかけること。
- ③名古屋市など沿線自治体から環境アセスメントで指摘した事項について、JR東海からは十分な回答がなされておらず、あらためて市の指摘事項の反映状況を検証すること。
- ④名城非常口の新設工事が始まったが、残土処分先も運搬ルートも明らかにされず、沿線 含めた住民への説明がないまま工事を開始することは許されない。工事を直ちに停止す るよう J R 東海に申し入れること。
- ⑤名古屋市として市民の不安に応えるため、市民からの要望、相談を受け付けること。また、JR東海が環境保全事務所で聞いた市民の要望を市として把握するシステムを作ること。

- ⑥立ち退きへの不安などを抱える沿線住民に対し、JR東海が説明責任を果たすよう、 市として申し入れること。用地買収などJR東海が行うべき仕事を行政が肩代わりし ないこと。
- (7)リニア開業を前提にした名古屋駅周辺の大型開発推進を見直すこと。

6、地震・台風などの災害から市民を守る

(1) 災害を防ぐ防災・減災施策を着実にすすめること

- ①海岸・河川の堤防・防波堤・防潮壁・護岸・水門など、水際の防災施設について、構造物の 耐震化や地盤の液状化対策など補強改修を急ぐこと。管理主体が異なる防災施設について、 情報共有をすすめること。災害がれき対策を全庁的かつ広域的にすすめること。
- ②従来の規模を大きく超えるスーパー台風の発生や突然の局地的な豪雨災害への備えを強化すること。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の福祉施設等での避難計画策定を支援し、予防的避難もふくむ訓練実施と情報連絡体制づくりに取り組むこと。
- ③災害時のライフライン確保のためにも、ライフラインの耐震化、老朽化対策を進めること。 水道事業などの直営を堅持し、消防職員を「消防力の整備指針」に基づき増員すること。
- ④丘陵部の宅地の危険性に関する検査結果を踏まえ、大規模盛り土造成の分布状況を把握し、宅地の耐震化など具体的な対策を推進すること。
- ⑤民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度をさらに拡充すること。家具転倒防止をNPOや市民の力も生かして促進すること。

(2)必要な地域に有効な避難の場を確保すること

- ①ゼロメートル地帯に津波避難場所を確保すること。津波浸水予想地域での新得ビルには津波 避難機能を義務づけ、コミュニティセンターは3階建以上に順次建て替えること。大規模風 水害に対応する広域避難のために近隣自治体及び県と
- ②特別な支援を必要とする市民のための福祉避難所の設置を拡大すること。避難所のバリアフリー化を進めるとともに、難病患者を含む災害時要援護者リストの充実をはかり、必要な対象者には個別避難(支援)計画を策定すること。

(3) 防災情報を市民に確実に届け、防災訓練・防災教育を進めること

- ①各地域・職場で行われる防災訓練、避難訓練、避難所運営訓練および住民主体の防災マップ づくりを支援すること。防災リーダーの育成に計画的に取り組むこと。
- ②学校での防災教育・防災訓練を強化すること。学区の避難場所としての学校の備蓄・設備や 運営体制を充実すること。市内の大学や私立高校などと避難所利用協定を積極的に結ぶこと。

(4) 全壊家屋への生活再建支援額が500万円になるよう独自助成制度を設けること

7、女性の人権を尊重し、男女平等参画社会を推進するために

- ①同一労働、同一賃金を推進すること。
- ②審議会委員・女性管理職の比率をあげることを、さらに推進すること。
- ③学校での、子どもの発達と心身にそくした男女平等教育を推進すること。
- ④所得税法 56 条を廃止し、自営業、農業従事者の労働を正当に評価するよう国に求めること。
- ⑤男女平等参画条例にもとづき、職場・地域・家庭における女性への差別、セクハラ、 DVへの相談・支援対策をすすめること。
- ⑤日本軍「慰安婦」問題解決のために日韓合意を推進すること。河野内閣官房長官談話 を重視すること。

8、文化、芸術、スポーツが光る名古屋を

(1) 市民とともに進む文化、芸術振興施策を

- ①市民会館立替による跡地を含む金山の再開発には、市民会館利用者や市民の意見をよく聞き、文化、芸術、スポーツの場となる施設にし、市民本位の文化都市としての名 古屋を象徴するものにすること。
- ②名古屋市内には「客席 1000 人級のホール」が少なく、公演の「名古屋飛ばし」が起こっている。自主的な演劇鑑賞活動の保障などのためにも、県と連携して演劇公演も可能な「客席 1000 人級のホール」の劇場を建設すること。
- ③創造拠点としての「稽古場」不足解消のため、統合で閉鎖・廃校する小・中学校の利用を検討すること。
- ④定期的に開催し実績を積んでいる地元文化行事について、文化小劇場などの優先利用 させるルールを検討すること。
- ⑤トリエンナーレ等大型事業時も、現代アートを減退させず、地元文化の活性化を考慮 するとともに、地元芸術家たちとの連携を持ちつつ、もっと親しみやすい美術展とす ること。
- ⑥動植物園、水族館、科学館、博物館、美術館等、市民の声を受け止め、魅力ある企画 をさらに推進すること。
- ⑦図書館の指定管理者制度を見直しするとともに、「なごやアクティブ・ライブラリー 構想(案)」は、市民や利用者、学識経験者の意見を聞き、再検討すること。
- ⑧市民芸術祭は、助成金の増額や会場費の負担などで、より魅力的なものとすること。 小説、詩、短歌、俳句、川柳など文芸出版活動への助成で、文芸振興をはかること。
- ⑨現在年1回程度の行っている文化振興室との懇談を、各ジャンル代表が参加した年2 回以上の定期的な懇談会(文化懇談会)にすること。
- ⑩写映機のデジカル化にともなうフィルムの保存、管理など、映像文化の保存について、 関係者の意見も聞いて検討し、必要な予算処置を講ずること。

- (2) 参加、観戦、誰もがスポーツを楽しめる名古屋へ。市民が身近にスポーツに親しめる施設の整備を
- ①スポーツ基本法に基づく施策を策定すること。
- ②体育館や野球場の利用者が増えているが、年間を通じて会場の確保が年々難しくなっている。施設の増設を進めること。
- ③施設利用料の値上げをしないこと。
- ④ 2 0 2 6年アジア競技大会は、市民スポーツの振興につながってこそ成功したと言える。市民の参画した予算、大会運営、施設整備計画とし、透明性のある組織運営とすること。
 - (3) 現在の名古屋城を、文化的財産として大事にし、名古屋城を含む公園全体を、観 光の場としても市民の憩いの場としても、魅力あるものに整備すること。

9、憲法9条が生きる平和な名古屋を

(1)「非核平和都市宣言」を決議し、非核・平和行政を推進するために

- ①核兵器禁止条約が採択された今、改めて核兵器のすみやかな廃絶と非核三原則の厳守、 憲法擁護を含む「非核平和自治体宣言」を決議すること。核兵器廃絶と恒久平和の確 立に寄与する非核平和事業を予算化すること。また日本非核宣言自治体協議会に加入 すること。
- ②戦争体験の継承・戦跡の調査・戦争資料の収集を進めること。資料として、「原爆と 人間」(日本被団協作成)を加えること。愛知・名古屋戦争に関する資料館において、 核兵器の非人道性を理解するためにも、被爆の実相を伝える原爆パネルの展示を含む、 企画展示を行うこと。各区の図書館や生涯学習センター、区役所など市民に身近な場 所での「収蔵資料展」「原爆パネル展示」を開催すること。
- ③平和首長会議への加盟自治体として、平和首長会議提唱の 2020 年までの核兵器廃絶 を目指す行動指針「2020 ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」を実践すること。
- ④侵略戦争の反省にたってつくられた憲法の精神にたち、歴史の真実に向き合う姉妹友 好都市交流、憲法 9 条にもとづく平和都市外交を広げること。
- ⑤戦争、被爆体験を聴く取り組みや、広島、長崎の平和記念式典への参加など、小・中・ 高生への平和の大切さを伝える取り組みを強めること。

(2)被爆者支援の強化のために

- ①名古屋市においても被爆者への支援を強化すること。被爆者全員に援護費として毎年 1万円支給すること。
- ②原爆被爆者の自主的な活動を進めるために、補助金を増額するなど支援すること。

(3) 航空宇宙産業クラスター形成特区の軍事産業との一体化を防ぐために

- ①「武器輸出三原則」撤廃は、憲法の平和原則を蹂躙する暴挙であり、国に対して、防衛装備移転三原則の撤回と武器輸出三原則の厳守を求めること。
- ②愛知県とともに指定を受けた「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」においては、軍事産業支援つながる施策はとりやめ、「特区」の成果の軍事転用の禁止を明確にすること。
- ③核攻撃機である米軍機を含め他国の軍隊のF35が飛来して、名古屋飛行場に隣接する三菱重工において修理点検することに対して、名古屋市として反対の意志を表明すること。

(4) 航空自衛隊小牧基地、自衛隊の行軍訓練などに関して

- ①地元2市1町が求める「輸送・教育業務」を超える小牧基地機能強化反対の意思を、 名古屋市としても国に示すこと。ブルーインパルス展示飛行・地上展示に反対するこ と。自衛隊機の低空飛行などの危険な訓練の中止を求めること。
- ②地元2市1町が、小牧基地・政府に求める米軍機、他国の軍用機の県営名古屋空港の利用禁止を、名古屋市としても求めること。
- ③市民の安心・安全を守るため、行軍訓練をはじめ、基地・演習場外で行われる、あらゆる訓練や演習の中止を名古屋市として、陸上自衛隊第10師団に申し入れること。 子どもや市民の憩いの場である公園や公的施設の利用は、恐怖を与え、公園利用を阻害するので貸し出さないこと。銃器の持込を行なわないよう働きかけること。

(5) 名古屋港へ戦闘艦を入港させないこと

- ① 商業港であり平和な港であるはずの名古屋港には、米艦船の入港が相次ぎ、自衛隊 艦船の入港についても常態化している。全ての軍事艦船の入港に反対すること。
- ②全ての外国軍艦に非核証明書を求めることを柱に「非核名古屋港宣言」を行うこと。
- ③名古屋港での米軍の陸揚げにあたっては、実態を調査・把握し、市民の安全を確保するために検疫を厳密に行うよう国に求めること。

10、「市政の主人公は市民」を貫く市政を

- ①市政運営の基本は、憲法と名古屋市基本構想の「憲法の精神にもとづき、ひとりひと りの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる個性豊かなまち、名古 屋の建設をめざす」理念を生かし、民主的・自主的な行財政運営を行うこと。
- ②大企業や富裕層に有利な一律減税(5%)を廃止し、低所得者、高齢者、中小零細業者等の、生活改善を図る減免制度の拡充で、福祉施策を充実させること。
- ③行財政改革はコストや定員の削減を前提・優先とせず市民の暮らしと安全を向上させることを最優先とすること。市の行政は直営を基本とし、指定管理者制度などによる

行政責任の放棄やコスト削減優先の「公の施設」の見直し、事務事業の民営化をやめること。

- ④市の機関・公所・窓口などは、市民サービスの観点から集中化はおこなわないこと。 市税事務所は区役所に戻すこと。
- ⑤政策形成過程の文書・情報を含め名古屋市の情報をすべて主権者である市民に公開し、 市民が行政施策の形成に積極的に参加できるようにすること。
- ⑥住民自治の要となる区役所機能を強化し、区独自予算の配分と区の権限を強化すること。また住民自治の発展のため、学区単位の自治推進を支え、学区間の連携を支援すること。
- ⑦マイナンバーの運用を拡大しないこと。
- ⑧ゴミ処理行政について、民間委託ではなく、直営事業として行うこと。また、さらなる民間委託の拡大は、行わないこと。
- ⑨公共性がきわめて高い上下水道事業の運営については、公営企業法に基づく体制とすること。